

職発 0114 第 3 号
令和 4 年 1 月 14 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省職業安定局長

シルバー人材センターとの契約等における適正な価格転嫁について

地方公共団体の入札・契約及び指定管理（以下「契約等」という。）の手續については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）等の法令や各地方公共団体の条例・規則等に基づき実施されており、地域での就業を通じて高齢者（以下「会員」という）の生きがいの充実と福祉の増進に寄与しているシルバー人材センター（以下「センター」という）にも、様々な分野において一定の受注機会があるものと存じます。

センターが業務を受注する場合、請負・委任の働き方には最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）は適用されません。しかし、他の労働者の雇用や就業の機会を侵食し、又は労働条件の低下を引き起こす、いわゆる「民業圧迫」を避ける必要があるため、「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」において、会員が受け取る配分金の総額を標準的な作業時間で除した額は、原則として最低賃金を下回らない水準を勘案したものとするように指導しております。

このように、センターにおいて民間事業者に配慮した料金設定をしている中において、令和 5 年 10 月に消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が施行されます。インボイス制度の施行後は、会員が課税事業者となった上でインボイスを発行しなければ、センターが消費税の納税額の計算上で仕入税額控除ができなくなります。また、会員は、インボイス制度導入後も、引き続き免税事業者として就業を行うことが想定されます。

この場合、結果として、免税事業者である会員の受け取る配分金が最低賃金を下回ってしまえば、前述の民間事業者に配慮した料金設定というセンターの業務受注の基本的考え方を逸脱することとなります。このような事態を避けるため、地方公共団体が発注する業務について、インボイス制度の導入や近年の最低賃金の上昇傾向を踏まえた価格転嫁の必要性をご理解いただき、適正な価格設定をお願いします。

つきましては、特にご留意いただきたい事項について、下記のとおりお知らせしますので、都道府県内の関係部局（労働関係部局、福祉関係部局など）に広く周知いただき、適切にご対応いただくとともに、貴都道府県内の市区町村に対しても、周知をよろしくお願いします。

記

- 1 センターが会員に対して最低賃金額を下回らない配分金を支払いつつ安定的な事業運営を継続できるよう、インボイス制度の施行を踏まえて必要な予算額を確保し、適正な価格での発注を行うよう配慮いただくこと。
- 2 最低賃金額が年度途中で改定されることを踏まえた必要な予算額を確保しておくことや、配分金単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の規定を予め契約書等に入れることなど、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、センターが会員に最低賃金額を下回らない配分金を支払うことを担保するための対応を、予め講じていただくこと。
- 3 契約等の後において、実際に最低賃金額の改定があった場合には、契約等の金額を変更する必要があるか否かについてセンターに確認した上で、最低賃金引き上げ分の円滑な価格転嫁を図るために、それらの金額を変更するなど、センターが会員に対して最低賃金額を下回らない配分金を支払うことができるよう具体的な対応を講じていただくこと。